

訪問リハビリテーション利用料金表

サービス内容略称	基本サービス費	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)	備 考
訪問リハビリテーション費	307 単位 /回	307 円 /回	614 円 /回	921 円 /回	1 回あたり 20 分以上の実施につき
短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位 /日	200 円 /日	400 円 /日	600 円 /日	退院（所）日又は認定日から起算して 3 月以内。 （1 回あたり 20 分以上の実施につき）
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ	180 単位 /月	180 円 /月	360 円 /月	540 円 /月	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション会議を開催し、会議内容を記録する。※医師のリハビリテーション会議の出席（テレビ電話等使用可）。 ・リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ると共に医師へ報告を行った場合。 ・理学療法士等が介護支援専門員に対して利用者に必要な支援方法及び日常生活上の留意点等に関する情報提供を行った場合。
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ	213 単位 /月	213 円 /月	426 円 /月	639 円 /月	<ul style="list-style-type: none"> ・3 月ごとにリハビリテーション計画を更新等・リハビリテーション計画を定期的に評価見直しを行った場合。 ・理学療法士等が、利用者の居宅を訪問し、その家族に対し必要な指導や助言等を行った場合。 ・リハビリテーションの実施にあたり医師が詳細な指示を行った場合。 ・ロはリハビリテーション計画書等の情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効に活用している場合。
リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ	450 単位 /月	450 円 /月	900 円 /月	1,350 円/月	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション会議を開催し、会議内容を記録する。※医師のリハビリテーション会議の出席（テレビ電話等使用可）。 ・医師が利用者又は家族に計画の説明を行い、同意を得た場合。 ・理学療法士等が介護支援専門員に対して利用者に必要な支援方法及び日常生活上の留意点等に関する情報提供を行った場合。 ・3 月ごとにリハビリテーション計画を更新等・リハビリテーショ

リハビリテーション マネジメント加算 (B) ロ	483 単位 /月	483 円 /月	966 円 /月	1,449 円/月	ン計画を定期的に評価見直しを行 った場合。 ・理学療法士等が、利用者の居宅 を訪問し、その家族に対し必要な 指導や助言等を行った場合。 ・リハビリテーションの実施にあ たり医師が詳細な指示を行った場 合。 ・ロはリハビリテーション計画書 等の情報を厚生労働省に提出し適 切かつ有効に活用している場合。
移行支援加算	17 単位 /日	17 円 /日	34 円 /日	51 円 /日	・評価対象期間中において、訪問 リハビリテーションサービス提供 を終了した者のうち、社会参加に 資する取り組みを実施した者の割 合が5%を超えている場合等。
事業所の医師が診療 を行わなかった場 合の減算	▲50 単 位/回	▲50 円 /回	▲100 円/回	▲150 円/回	・当事業所の医師の診察を受けず に訪問リハビリテーションを行っ た場合。
サービス提供体制 強化加算	6 単位/ 回	6 円/回	12 円/ 回	18 円/ 回	・訪問リハビリテーションを実施 す る理学療法士等のうち、勤続年数 7年以上の者がいる場合。

介護予防訪問リハビ リテーション費	基本 サービ ス費	自己負 担額 (1割)	自己負 担額 (2割)	自己負 担額 (3割)	備 考
予 防 訪 問 リハビリテーション 費	307 単位 /回	307 円 /回	614 円 /回	921 円 /回	1 回あたり 20 分以上の実施につき
短期集中リハビリ テーション実施加算	200 単位 /回	200 円 /回	400 円 /回	600 円 /回	退院(所)日又は認定日から起算し て3月以内。
事業所の医師が診療 を行わなかった場 合の減算	▲50 単 位/回	▲50 円 /回	▲100 円/回	▲150 円/回	・当事業所の医師の診察を受けずに 訪問リハビリテーションを行った 場合
サービス提供体制強 化加算	6 単位 /回	6 円 /回	12 円 /回	18 円 /回	・訪問リハビリテーションを実施 す る理学療法士等のうち、勤続年数 3年以上の者がいる場合。
事業所評価加算	120 単位 /月	120 円 /月	240 円 /月	360 円 /月	・評価対象期間において厚生労働大 臣が定める基準に適合した場合。
≪交通費≫ 通常の事業実施区域を超えて(境界線)概ね往復1km以上超えた場合、1kmあたり15円とする。					

令和3年4月1日現在